

県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」を借入れ、なお売上高減少が続いている中小企業者に対する「事業継続応援金」について支給申請の受付を開始します

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援するため、県制度融資を活用した3年間の実質無利子や保証料ゼロの融資（「新潟県新型コロナウイルス感染症対応資金」）を実施しています。

この県制度融資を借入れ、事業継続に取り組み、9月以降なお売上高減少が続いている中小企業者に対して、借入れ4年目分の利子相当額を応援金として支給することとし、**11月2日（月）**から、支給に係る申請を受け付けます。

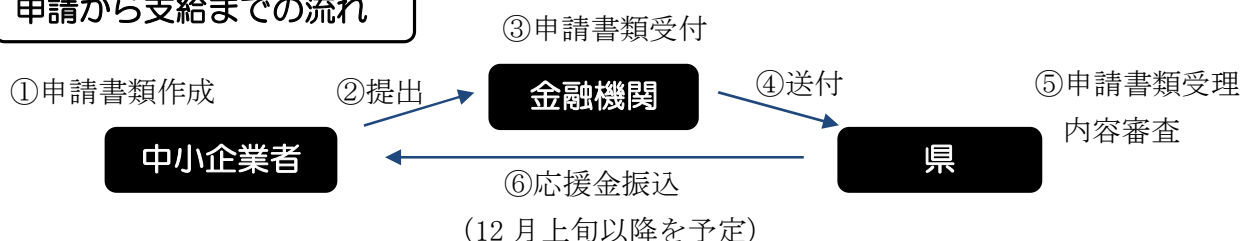
支給要件

以下の両方の要件を満たすこと

- ・「新型コロナウイルス感染症対応資金」を3年間無利子で、3年を超えて借り入れていること
- ・本応援金を申請する月の直近連続2か月の売上高が前年同月比30%以上減少していること

支給申請手続

- (1) 申請受付期間 令和2年11月2日（月）～令和3年2月19日（金）
- (2) 申請書類様式 令和2年10月27日（火）から下記の方法で入手可能
- 新潟県ホームページからのダウンロード
(URL) <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/sogyo/>
 - 29日（木）以降、県庁受付及び県地域振興局、市町村、商工会・商工会議所、県内金融機関で順次配付予定
- (3) 申請方法 感染症拡大防止のため、融資を受けた金融機関に申請書類を原則郵送により提出し、確認を受けてください（申請書類は金融機関経由で県に送付されます）

申請から支給までの流れ

申請書類

- 申請書兼実績報告書（所定様式）
 - 誓約書（所定様式）
 - 売上高の減少が確認できる書類
 - 「新型コロナウイルス感染症対応資金」償還予定表の写し
- ※複数の金融機関から融資を受けている場合、1金融機関につき1部作成してください
- ※複数口の融資を受けている場合は、口数分の申請書及び償還予定表を提出願います。

申請書類提出先（県制度融資取扱金融機関）

第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、柏崎農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協、みなみ魚沼農協、越後さんとう農協、にいがた南蒲農協の県内営業店

お問合せ先

新潟県事業継続応援金センター コールセンター

TEL:025 - 256 - 8619

時間:9:00~17:00(土日祝日を除く)

◆新型コロナウイルス感染症対応資金◆

これから融資を受ける中小企業者も、要件を満たした場合、応援金の支給を申請することができます。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 対象者 | 新型コロナウイルスの感染拡大による影響で売上高が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者 |
| (2) 融資限度額 | 4,000万円 |
| (3) 資金用途 | 運転資金・設備資金・借換資金 |
| (4) 融資期間 | 10年以内（うち据置期間5年以内） |
| (5) 融資利率 | 一定の要件を満たした場合、 <u>3年間無利子</u> |
| (6) 信用保証 | 一定の要件を満たした場合、 <u>保証料ゼロ</u> |
| (7) 取扱期間 | 令和2年6月13日から 12月31日まで （※） |

（※）令和2年12月31日までに保証申込みを受け付けたもので、かつ令和3年1月31日までに融資実行されたものを対象とする。

○融資については取扱金融機関及び新潟県信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても融資が行えない場合があります。

○次の方はご利用になれません。

- ・ 県税を滞納している方
- ・ 金融機関から取引停止の処分を受けている方
- ・ 県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方など